

駆け付け警護における自衛隊の装備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿

駆け付け警護における自衛隊の装備に関する質問主意書

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「本法」という。）第三条第五号「ラ」に規定する業務（いわゆる「駆け付け警護」）について、以下質問する。

一 従来の国際連合平和維持活動への自衛隊派遣と、駆け付け警護の任務を想定した自衛隊派遣を比較した場合、自衛隊が装備する武器にはどのような違いが生じるか、なぜ違いがあるのかの理由を示した上で装備する武器の違いについて具体的かつ詳細に示されたい。現時点において装備する武器の具体的内容が未定である場合には、どのような変化が生じると考えているか、なぜ変化が生じるのかの理由を示した上で当該変化について具体的かつ詳細に示されたい。

二 駆け付け警護において戦闘が自己保存のための必要最小限度に収まるようにするための方策はどのような採られる予定か、具体的かつ詳細に示されたい。また、自衛隊の装備する武器について、かかる観点からの制限は生じるか。

右質問する。

